

写

令和2年11月13日

新潟市長 中原 八一様

新潟市特別職報酬等審議会

会長 上村都



特別職の報酬等の額について（答申）

令和2年11月10日に諮問のあった市長、副市長並びに議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

1. 報酬等の額

次のとおり改定することが適当である。

(1) 奉給・報酬月額

現行どおりとする。

(2) 期末手当の支給月数

市長、副市長、議長、副議長、議員、教育長、常勤の監査委員、水道事業管理者、及び病院事業管理者において、3.05月とする。

2. 改定の実施時期

一般職の給与改定と同様、令和2年12月1日とすることが適当である。

(説明)

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、消費者物価指数、並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、新潟市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準であること、市長と議員をはじめ特別職が自ら俸給・報酬月額の減額を実施していることを評価する意見の一方で、民間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、人事委員会勧告における一般職の期末手当が引き下げであったことなども勘案することが必要という意見があった。

最終的には、現時点で特別職の俸給・報酬・期末手当の引き上げや据え置きとすることに、市民から理解を得ることは難しいのではないかとの意見で一致し、人事委員会勧告と同様に0.05ヶ月分引き下げ、令和2年12月1日実施が適当との結論に至った。

また、教育長、常勤の監査委員、水道事業管理者及び病院事業管理者においても、市長等と特段の異なる事情が見いだせないため、同様の取扱いとすることが適当との結論に至った。